

保医発 0529 第 3 号
令和 6 年 5 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について（令和 6 年 5 月 29 日付け保発 0529 第 3 号）が通知され、明細書交付義務化対象施術所の範囲が拡大されたところであるが、これらの取扱いについて、「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成 22 年 5 月 24 日付け保医発 0524 第 3 号厚生労働省保険局医療課長通知）の一部を別紙のとおり改正し、令和 6 年 10 月 1 日施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

○「柔道整復師の施術に係る療養費について(通知)」(平成 22 年5月 24 日付け保医発 0524 第3号)

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>1 (略)</p> <p>2 領収証及び明細書の交付について</p> <p>(1) 領収証の交付について (略)</p> <p>(2) 明細書の交付について</p> <p>① <u>明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所</u></p> <p>ア 明細書の無償交付</p> <p><u>令和6年10月1日以降の施術分から、明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所においては、患者から柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付しなければならないこと。</u></p> <p>イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式 (略)</p> <p>ウ 施術所内の掲示 (略)</p> <p>エ <u>(削除)</u></p> <p>オ <u>(削除)</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>2 領収証及び明細書の交付について</p> <p>(1) 領収証の交付について (略)</p> <p>(2) 明細書の交付について</p> <p>① <u>明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が3人以上である施術所</u></p> <p>ア 明細書の無償交付</p> <p><u>令和4年10月1日以降の施術分から、明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が3人以上である施術所においては、患者から柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付しなければならないこと。</u></p> <p>イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式 (略)</p> <p>ウ 施術所内の掲示 (略)</p> <p>エ <u>地方厚生(支)局長への届出</u></p> <p><u>「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」(平成9年4月17日付け保険発第57号厚生省保険局医療課長通知)の別紙の第5の4の(9)のアに基づき、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、同通知の別紙様式3により、施術所の所在地の地方厚生(支)局長に届出を行うこと。</u></p> <p>オ <u>保険者等への情報提供</u></p> <p><u>厚生労働省においては、エの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を無償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。</u></p>

② ①に該当しないが、施術所の判断により、一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、明細書を無償で交付することとする施術所

ア 明細書の無償交付
(略)

イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式
(略)

ウ 施術所内の掲示
(略)

エ 地方厚生(支)局長への届出

明細書発行体制加算の算定に当たっては、届出は要しないこと。

ただし、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」(平成9年4月17日付け保険発第57号厚生省保険局医療課長通知)の別紙の第5の4の(9)のウに基づき、別紙様式3の1Ⅱにより地方厚生(支)局長に届出を行っている施術所については、明細書の無償交付を開始する月(明細書発行体制加算を算定する月)の前月末日までに、同通知の別紙様式3の1Ⅲにより、施術所の所在地の地方厚生(支)局長に届出を行うこと。

オ 保険者等への情報提供

厚生労働省においては、エのただし書に規定する届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、厚生労働省のホームページ掲載から当該施術所名等を削除する。

③ ①及び②に該当しない施術所

ア 明細書の交付
(略)

イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式
(略)

ウ 施術所内の掲示
(略)

② ①に該当しないが、施術所の判断により、一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、明細書を無償で交付することとする施術所

ア 明細書の無償交付
(略)

イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式
(略)

ウ 施術所内の掲示
(略)

エ 地方厚生(支)局長への届出

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」(平成9年4月17日付け保険発第57号厚生省保険局医療課長通知)の別紙の第5の4の(9)のウに基づき、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、同通知の別紙様式3により、施術所の所在地の地方厚生(支)局長に届出を行うこと。

オ 保険者等への情報提供

厚生労働省においては、エの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を無償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。

③ ①及び②に該当しない施術所

ア 明細書の交付
(略)

イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式
(略)

ウ 施術所内の掲示
(略)

<p>エ <u>地方厚生（支）局長への届出</u> <u>「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成9年4月17日付け保険発第57号厚生省保険局医療課長通知）の別紙の第5の4の（9）のウに基づき、明細書を有償で交付する月の前月末日までに、同通知の別紙様式3の1Ⅱにより、施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届出を行うこと。</u></p> <p>オ <u>保険者等への情報提供</u> <u>厚生労働省においては、エの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を有償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。</u></p> <p>3・4 （略）</p>	<p>エ <u>（新設）</u></p> <p>オ <u>（新設）</u></p> <p>3・4 （略）</p>
--	--